

## 既存の防災関係計画への追記について

避難確保計画は、非常時災害対策計画や消防計画に必要事項を記入することで作成することも可能です。

ただし、それぞれの計画で目的等が異なりますので、避難確保計画のひな型を活用し、**独立した計画として作成することを推奨**します。

追記を行う場合は、以下の事柄の記載が必要です。

### 【非常時災害対策計画に追記する場合】

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の表を参考に非常災害対策計画に下線部分を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

	非常時災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための<u>施設の整備</u></li> <li>・<u>防災教育及び訓練の実施</u></li> <li>・自衛水防組織の業務 (自衛水防組織を設置する場合に限る。)</li> </ul>

※非常時災害対策計画 … 災害全般（火災、地震、風水害、土砂災害等）に対応するための計画

### 【消防計画に追記する場合】

以下の項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

洪水	土砂災害
計画の目的	計画の目的
防災体制	防災体制
避難誘導	避難誘導
避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）	避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）
防災教育及び訓練の実施	防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務に関する事項 (※自衛水防組織を設置する場合に限る)	

※消防計画 … 防火管理について必要な事項を定め、火災、地震等の災害に対応するための計画

なお、既存の消防計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加して作成した場合は、施設の所在地を管轄する消防署への提出が必要です。